

十津川村障害者活躍推進計画

1 計画

機関名	十津川村
任命権者	十津川村長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)
十津川村における障害者雇用に関する課題	<p>十津川村においては、平成30年において、法定雇用率が未達成であったが、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、令和元年12月に障害者雇用枠での積極的な採用活動を行った。令和元年12月31日時点では法定雇用率を達成することはできなかったが、令和2年1月23日において、中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)の手帳取得により、法定雇用率を達成するに至った。</p> <p>今後も法定雇用率の達成を目指すための積極的な採用活動と障害者の職場定着を推進していく必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 (令和4年6月1日時点) 2. 60% ※採用に関する目標の実雇用率は、障害者雇用促進法施行令(昭和35年政令第292号)第2条「法第三十八条第一項の政令で定める率」とする。)</p> <p>(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率:0. 59%</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○令和2年12月までに、組織内の人的サポート体制の充実(支援担当者の配置等)や外部の関係機関(奈良労働局、下市公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関、障害者就業・生活支援センター(生活支援))との連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2)人材面	<p>○5人以上の障害者を雇用することにより障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>

十津川村障害者活躍推進計画

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定(既存業務の切出し等)及び創出(複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等)について検討を行う。</p> <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的実施する面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、面接における支援施設担当者の同席を認めるなど障害特定に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</p>
(3)働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)キャリア形成	<p>○任期終了まで残り3ヶ月となった時点で職務経験の総括的な振り返りを行うことにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>

十津川村障害者活躍推進計画

4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。